

判決年月日	平成 2 7 年 7 月 2 3 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成26年(ネ)10138号		
○ 薬剤の P T P シート包装に付された「ピタバ」との表示は、商標的使用には該当しないとされた事例			

(関連条文) 商標法 2 条 3 項

(関連する権利番号等) 商標第 4942833 号の 2

判 決 要 旨

本件は、指定商品を「ピタバスタチンカルシウムを含有する薬剤」とする「PITAVA」（標準文字）との本件商標（商標第 4942833 号の 2）を有する控訴人（一審原告）が、被控訴人（一審被告）に対し、被控訴人が被控訴人標章を被控訴人商品の P T P 包装に付したことが、本件商標権を侵害するとして、本件商標権に基づいて、被控訴人標章を付した薬剤の販売差止めとその廃棄を求めた事案である。

被控訴人商品は、販売名を「ピタバスタチン C a ・ O D 錠 1 m g 「トーワ」」「ピタバスタチン C a 錠 4 m g 「トーワ」」等とするピタバスタチンカルシウムを含有する薬剤であり、控訴人の販売する先発医薬品「リバロ」の後発医薬品である。

被控訴人商品の P T P シート包装に裏表には、「ピタバ」と「スタチン Ca」を横書きに上下二段に配して成る標章が付されており、このうち、上段の「ピタバ」（被控訴人標章 1 ～ 5）が本件商標権を侵害するとしたのが主位的請求であり、全体（被控訴人標章 6 ～ 10）が本件商標権を侵害するとしたのが控訴審で追加された予備的請求である（ただし、原審段階から、被控訴人標章 6 ～ 10 の使用も本件商標権侵害の予備的請求原因事実とされていた。）。

原判決（東京地方裁判所平成 26 年（ワ）第 772 号平成 26 年 11 月 28 日判決）は、被控訴人標章 1 ～ 10 の商標的使用を否定し、控訴人の請求を棄却した。

本判決も、次のとおりの認定判断し、被控訴人標章 1 ～ 10 は出所識別機能又は自他商品識別機能を有しないから、商標的使用はされていないとして、本件控訴を棄却し、控訴審における予備的請求を棄却した。

ピタバスタチンカルシウムを有効成分とする各後発医薬品の名称には、必ず「ピタバスタチン C a （カルシウム）」が含まれている。そして、ピタバスタチンカルシウムを有効成分とする医薬品は、医師等又は薬剤師を通じてしか入手できないところ、医療関係者は「ピタバ」をピタバスタチンの意味であると理解する。そうすると、「ピタバスタチン（カルシウム）」又は「ピタバ」だけからでは、医師等又は薬剤師は、ピタバスタチン（カルシウム）を含む薬剤であるとししか認識できないから、どの販売者又は製造者のピタバスタチンカルシウム剤であるか全く判別できない。その結果、患者にとっても、これら表示のいずれも出所識別機能又は自他商品識別機能を有していない。